

石川県公報

令和 7 年 11 月 11 日
第 13857 号（火曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示	監 査 委 員
○令和 7 管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）の一部変更（水 産 課） 1	○定期監査結果公表 5
○公有水面埋立ての免許の出願（港 湾 課） 1	○財政的援助団体等監査結果公表 8
公 告	○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 9
○入札公告（文化振興課） 3	

告 示

石川県告示第360号

令和 7 管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）（令和 7 年石川県告示第99号）の一部を令和 7 年10月28日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和 24 年法律第267号）第16条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年11月11日

石川県知事 馳 浩

変更後	変更前												
第 1 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 129.7トン 2 知事管理区分に配分する数量	第 1 くろまぐろ（小型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 126.7トン 2 知事管理区分に配分する数量												
<table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>120.7トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>7.0トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	120.7トン	石川県漁船漁業	7.0トン	<table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>117.7トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>7.0トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	117.7トン	石川県漁船漁業	7.0トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	120.7トン												
石川県漁船漁業	7.0トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	117.7トン												
石川県漁船漁業	7.0トン												
第 2 くろまぐろ（大型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 63.6トン 2 知事管理区分に配分する数量	第 2 くろまぐろ（大型魚） 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 65.6トン 2 知事管理区分に配分する数量												
<table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>55.6トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>6.0トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	55.6トン	石川県漁船漁業	6.0トン	<table><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>57.6トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>6.0トン</td></tr></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	57.6トン	石川県漁船漁業	6.0トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	55.6トン												
石川県漁船漁業	6.0トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	57.6トン												
石川県漁船漁業	6.0トン												

石川県告示第361号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願が

あった。

なお、公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により、同法第 2 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和 7 年 11 月 11 日から同年 12 月 2 日まで石川県土木部港湾課及び奥能登土木総合事務所分室において縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

石川県知事 馳 浩

1 出願年月日

令和 7 年 10 月 30 日

2 出願者の名称

石川県

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

鳳珠郡能登町字小木参四字 25 番、同町字小木壺参字 62 番、63 番及び 64 番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から⑥の地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点：国土地理院 小木四等三角点（北緯 37 度 17 分 59.9772 秒、東経 137 度 13 分 08.6899 秒）

①の地点 基点から 93 度 17 分 34 秒 865.76 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 57 度 54 分 07 秒 282 メートルの地点

③の地点 ②の地点から 107 度 17 分 51 秒 179.11 メートルの地点

④の地点 ③の地点から 100 度 09 分 23 秒 75.30 メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 116 度 44 分 00 秒 40.67 メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 206 度 43 分 42 秒 2.67 メートルの地点

ウ 面積

3,031.04 平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

鳳珠郡能登町字小木参四字 9 番、11 番、13 番、14 番、25 番、道路、同町字小木壺参字 62 番、63 番、64 番、11 番 4 から 14 番 3 を経て 18 番 2 に至る間及び 21 番 4 から 26 番 2 を経て 33 番 4 に至る間の地内並びに同町字小木参四字 13 番、14 番、25 番、同町字小木壺参字 62 番、63 番及び 64 番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点：国土地理院 小木四等三角点（北緯 37 度 17 分 59.9772 秒、東経 137 度 13 分 08.6899 秒）

㊦の地点 基点から 93 度 39 分 43 秒 855.48 メートルの地点

㊱の地点 ㊦の地点から 3 度 04 分 00 秒 61.01 メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から 31 度 06 分 00 秒 103.84 メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から 107 度 17 分 51 秒 170.47 メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から 100 度 09 分 24 秒 87.79 メートルの地点

㊵の地点 ㊴の地点から 116 度 43 分 58 秒 72.52 メートルの地点

㊶の地点 ㊵の地点から 206 度 42 分 19 秒 162.32 メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から 296 度 24 分 03 秒 7.49 メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から 281 度 40 分 15 秒 115.26 メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 287 度 49 分 15 秒 121.34 メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 287 度 12 分 21 秒 35.77 メートルの地点

ウ 面積

56,137.71 平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 11 月 11 日

石川県知事 馳 浩

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

石川県立美術館展示ケース調達及び展示室内装整備 一式

(2) 調達に関する仕様

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日

(4) 履行場所

石川県立美術館（金沢市出羽町 2 番 1 号）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県における競争入札参加者資格審査（物品の部）において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 過去 5 年以内に、国、都道府県、政令指定都市及びそれらが設立した独立行政法人の発注におけるエアタイト式展示ケースの納入実績を有すること。

3 入札者に要求される義務

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札説明書に定める入札参加資格確認申請書

イ 入札説明書に定める納入実績一覧表

ウ 納入実績を証する書類（契約書の写し等）

(2) 提出方法

次の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、電子メールの件名を「【入札参加資格確認申請書提出】石川県立美術館展示ケース調達及び展示室内装整備」とすること。

宛先 石川県立美術館総務課 ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 提出期限

令和 7 年 11 月 21 日（金）正午

(4) 備考

入札参加資格確認申請書に係る電子メールの受信後、石川県立美術館総務課から受信確認のメールを送信する。申請書の内容確認後、入札参加資格の有無を電子メールにより回答する。

4 入札の場所及び日時等

(1) 入札関係書類の交付場所及び問合せ先、契約条項を示す場所、入札書の提出場所

〒920-0963 金沢市出羽町 2 番 1 号

石川県立美術館総務課 電話番号 076-231-7580

(2) 入札関係書類の交付場所

ア 入札関係書類（展示室等図面除く）

4(1)の交付場所において交付するほか、石川県立美術館ホームページに掲載する。

イ 展示室等図面

入札説明書に定める図面交付申請書を、次の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、電子メールの件名を「【図面交付申請書提出】石川県立美術館展示ケース調達及び展示室内装整備」とすること。申請書の内容確認後、電子メールにより個別に交付する。

宛先 石川県立美術館総務課 ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 入札の場所及び日時

石川県立美術館 1 階大会議室

令和 7 年 11 月 27 日（木）14 時 00 分

入札後、直ちに開札する。

5 仕様書に関する質問

(1) 受付期間

令和 7 年 11 月 17 日（月）正午まで

(2) 質問方法

入札説明書に定める質問書を、次の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、電子メールの件名を「【質問書提出】石川県立美術館展示ケース調達及び展示室内装整備」とすること。

宛先 石川県立美術館総務課 ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 回答方法

石川県立美術館ホームページに掲載する。

6 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により、令和 7 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 7 年11月11日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第 1 項に規定する令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認などの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監 査 の 結 果
内灘高等学校	令和 7 年 5 月27日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
宝達高等学校	〃	財産事務において、多数の図書が所在不明となっていた。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		契約事務において、見積徴収者数を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
七尾東雲高等学校	令和 7 年 5 月28日	支出事務において、業務用冷凍冷蔵庫の設置に係る歳出科目を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		支出事務において、別途支給である旅費を誤って支給したものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
七尾高等学校	〃	支出事務において、外国語指導助手の報酬に係る支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		支出事務において、物品購入費の支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
金沢伏見高等学校	令和 7 年 5 月30日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
津幡高等学校	〃	〃

能登高等学校	令和 7 年 6 月 9 日	財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
輪島高等学校	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
鶴来高等学校	令和 7 年 6 月 11 日	財産事務において、重要物品台帳等の記載に不備があった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
翠星高等学校	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
加賀高等学校	令和 7 年 6 月 16 日	〃
金沢泉丘高等学校	〃	財産事務において、寄附受納の手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
金沢二水高等学校	令和 7 年 6 月 18 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
工業高等学校	〃	臨時的任用実習助手の児童手当を誤って支給し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
金沢桜丘高等学校	〃	収入事務において、行政財産使用料の調定金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
加賀聖城高等学校	令和 7 年 6 月 23 日	支出事務において、会計年度任用職員の給与の支給金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
小松高等学校	令和 7 年 6 月 24 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢錦丘中学校	〃	〃
金沢錦丘高等学校	〃	支出事務において、旅費の支給金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
小松工業高等学校	令和 7 年 7 月 2 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢西高等学校	〃	収入事務において、ガス料金の調定金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
労働企画課	令和 7 年 8 月 18 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
スポーツ振興課	令和 7 年 8 月 19 日	〃
小松商業高等学校	令和 7 年 8 月 27 日	〃
工業試験場	令和 7 年 9 月 2 日	財産事務において、廃棄伺等を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		収入事務において、職員駐車場使用料の調定手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意してください。
美術館	〃	支出事務において、支出負担行為何区分を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。

松任高等学校	令和 7 年 9 月 3 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
大聖寺実業高等学校	〃	支出事務において、学校評議員の謝金の支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
大聖寺高等学校	〃	収入事務において、入学手数料を誤って徴収したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
		財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
錦城特別支援学校	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
南部家畜保健衛生所	令和 7 年 9 月 26 日	〃
能登空港管理事務所	令和 7 年 10 月 2 日	財産事務において、貸付借受財産異動報告書が提出されていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
奥能登農林総合事務所	〃	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
		公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。
穴水高等学校	〃	財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
門前高等学校	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
飯田高等学校	〃	〃
珠洲警察署	〃	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
		収入事務において、手数料の徴収が遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
		財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。
水産総合センター	令和 7 年 10 月 3 日	支出事務において、水道料金の支払いが遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
輪島警察署	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢県税事務所	令和 7 年 10 月 7 日	財産事務において、処分物品の不用決定並びに廃棄伺を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。
北部家畜保健衛生所	令和 7 年 10 月 9 日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。

七尾港湾事務所	〃	〃
田鶴浜高等学校	令和 7 年 10 月 10 日	支出事務において、会計年度任用職員の給与及び非常勤職員の報酬に係る支出金額を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		歳入歳出外現金事務において、厚生年金保険料の支払い手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。
南加賀農林総合事務所	令和 7 年 10 月 24 日	支出事務において、職員が請求書及び納品書を作成したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。
		支出事務において、支出命令票及び関係書類を紛失したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定により、令和 7 年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和 2 年石川県監査委員告示第 1 号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 11 日

石川県監査委員	平	蔵	豊	志
同	谷	内	律	夫
同	村	上		勝
同	作	田	有	子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第 7 項に規定する令和 6 年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
石川県公立大学法人	令和 7 年 9 月 29 日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
世界農業遺産活用実行委員会	〃	〃
能登空港ターミナルビル株式会社	令和 7 年 10 月 2 日	〃
珠洲商工会議所	〃	〃
のと鉄道株式会社	令和 7 年 10 月 3 日	〃

公益社団法人石川県観光連盟	令和 7 年 10 月 7 日	”
公益財団法人いしかわ農業総合支援機構	”	”
公益財団法人石川県緑化推進委員会	”	”
公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団	”	”
七尾海陸運送株式会社	令和 7 年 10 月 9 日	”
I R いしかわ鉄道株式会社	令和 7 年 10 月 24 日	”

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事等から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 11 日

石川県監査委員 平 蔵 豊 志
同 谷 内 律 夫
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

（別 紙）

県央農第1862-1号
令和 7 年 8 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日 付け石監査第193号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	県央農林総合事務所	全職員に対し、所内会議や安全衛生委員会などの機会を捉えて、安全運転の徹底について周知するとともに、県警察本部からの交通安全情報を提供し、職員の交通法規遵守に対する意識の醸成に努めます。 また、警察署による安全講習会の開催や自治研修センター主催の「自動車運転技術向上研修」を受講させるなど、安全運転に関する知識の習得や技術の向上に取り組んでまいります。

県央農第1862-1号
令和 7 年 8 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日 付け石監査第193号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
役務費に係る支出事務において、二重払いをしているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	県央農林総合事務所	今後は、支出命令の決裁の段階で、担当者以外の職員が、既に同じ内容の支出がされていないか財務会計システムにより確認することを徹底し、二重払いの再発防止に努めます。

県央農第1862-2号
令和 7 年 8 月 18 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日付け石監査第193号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
土地改良財産の使用に係る収入事務において、調定金額を誤って算定していたものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	県央農林総合事務所	今回の調定金額の算定誤りについては、使用許可の担当者と収入調定の担当者が異なり、相互の情報共有が不十分であったことが原因と考えられることから、今後は、使用許可の担当者自らが収入調定の事務手続きを行うこととし、再発防止に努めます。

農 戦 第 1207 号
令和 7 年 8 月 20 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 7 月 25 日付け石監査第193号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
補助金交付事務において、補助金を過大に交付し、返納させていたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	農業経営戦略課	今後は、必ず庶務担当及びG L の複数人体制で事業の内容及び経費の配分と収支決算を突合し、確認を徹底します。

中 病 第 565 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、保険診療費に係る請求金額を過大に調定し、修正	石川県立中央病院	担当者間で相互確認を行うとともに、決裁過程でも確認ができるよう審査体制をより厳格化することで再

処理を行っていたものがあった。
今後、このようなことがないように
十分注意すること。

発防止に努めてまいります。

厚 第 878 号
令和7年9月8日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、他所属で購入した消耗品代金を誤って支出したものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	厚生政策課	今回の事例は、リハビリテーションセンターで使用するため健康推進課が購入した、消耗品の請求書が誤って厚生政策課に届いたものであるため、送付先をリハビリテーションセンターに改めるとともに、課内プリンタートナーの情報についてリスト作成することで、今後、同様の誤りがないよう十分注意し、適切な支出事務の徹底に努めてまいります。

障 福 第 1324 号
令和7年9月11日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、消費税の課税対象となる事業を非課税と誤認し契約したことに伴い、受託者が負担した延滞税等相当額を補償金として支払っていたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	障害保健福祉課	委託料の消費税の取扱いについて非課税とする場合には、G Lと担当者の二人体制で根拠法令等の確認を徹底することとしました。 今後はこのような誤りがないよう十分注意し、再発防止に努めてまいります。

医 第 885-1 号
令和7年8月29日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和7年8月29日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、伺額が10万円を超える物品の購入手続きについて、管財課での契約締結手続きを行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	医療支援課	今後は、管財課通知やオープンカウンター実施要領などをしっかりと確認・活用するなど、担当者だけでなく、担当GLを含む複数人によるチェックを徹底することで再発防止を図ることとした。

医 第 885-2 号
令和 7 年 8 月 29 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう注意すること。	医療支援課	当該職員を含め運転をする職員には、運転時、交通事故を起こさないよう注意喚起することとした。

健 第 1726 号
令和 7 年 9 月 16 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、土地貸付料の調定金額を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	健康推進課	事業担当者の収入事務に関する理解不足や、課内のチェック体制が十分に機能していなかったことによるものであるため、関係職員に対して収入事務の手続きや調定に関する規則等を改めて周知するとともに、庶務担当者による再確認も行い、再発防止を徹底している。

薬 第 1826 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第269号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、物品購入費の支払いを遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう 十分注意すること。	薬事衛生課	今後、物品購入においては、支払を遅延しないよう 速やかに処理することを課内に周知徹底した。

少 対 第 1566 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、物品購入費の支払いを遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう 注意すること。	少子化対策監室	注意事項については、改めて財務規則・会計事務の手引により適正な事務処理を行うよう周知徹底し、改善を図りました。 今後とも、適正な会計事務の執行に努めてまいります。

生 安 第 490 号
令和 7 年 9 月 16 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、会計年度任用職員の勤務日数を誤り、支給漏れとなっていた時間外勤務手当を支払っているものがあった。 今後、このようなことがないよう 注意すること。	生活安全課	会計年度任用職員の勤務管理の重要性についてあらためて認識し、今後は人事担当補佐において、勤務日数を管理するほか、報酬の算出に疑義があれば人事・組織経営課、総務事務管理室 給与制度グループに妥当性を確認したうえで、担当者と決裁者でのダブルチェックを徹底するなどして、再発防止に努めます。

生 安 第 490 号
令和 7 年 9 月 16 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生してい	生活安全課	公用車の運行に際しては、交通法規の遵守の徹底と

た。 公用車の運行に際しては、安全運 転に万全を期するよう注意するこ と。	ともに、安全運転に万全を期するよう、改めて全職員 に対して注意喚起を行いました。 今後このようなことがないよう、公用車の運行に際 しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交 通事故の防止に努めます。
--	--

広 第 199 号
令和 7 年 9 月 22 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、全国大会への 参加費に係る前渡資金請求を失念し ているものがあった。 今後、このようなことがないよう 注意すること。	戦略広報課	資金前渡の手続きや関係規定の確認について職員に 改めて周知し、適正な会計事務に努めることとする。 また、課内に当該事案および関係規則について共有 し、再発防止を図ることとした。

地 振 第 163 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財政的援助事務において、補助事 業に要する経費の配分について、変 更承認手続きを行っていないものが あった。 今後、このようなことがないよう 注意すること。	地域振興課	今後、同様の財政的援助事務を実施する場合には、 補助金交付規則等を遵守し、申請者に適切な指示・指 導を行うことを周知徹底する。

資 循 第 3413 号
令和 7 年 9 月 25 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生してい	資源循環推進課	交通事故が発生したことを重く受け止め、公用車の

た。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	運行に際しては、交通法規の遵守の徹底とともに、安全運転に万全を期するよう、改めて全職員に対して注意喚起を行いました。 今後、このようなことがないよう、自動車運転技術向上研修の受講を積極的に勧奨し、運転技術の改善・向上を促すとともに、公務で運転する際は、安全運転宣言を行うこととするなど、安全意識の向上に努めています。
--	---

資 循 第 3413 号
令和 7 年 9 月 25 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、何額が 10 万円を超える物品の購入手続きについて、管財課での契約締結手続きを行っていないものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	資源循環推進課	発注を行う担当者等に対し、財務規則や会計事務の手引等の再確認を指示したほか、担当者と G L による手続きの相互チェックや、庶務担当者への事前相談を徹底することで、今後、このような事案が発生しないよう、適正な事務処理に努めてまいります。

自 環 第 860 号
令和 7 年 9 月 25 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、行政財産貸付料について、調定金額を誤り、還付が遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	自然環境課	調定を取り消し、納入通知書を再発行する場合は、発行済みの納入通知書を回収し、二重に納付が発生しないよう徹底する。 また、調定金額等の誤りが発覚した際は、課内で情報共有をし、速やかに事務処理を行う。

県 第 640 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	女性活躍・県民協働課	財産台帳に記載すべき公有財産について改めてグループ内職員で確認を行ったほか、今後、建築工事の実施等に当たっては、施工内容を複数の職員で確認の上、財産担当とも早期に情報共有を図り、財産事務に係る手続きの適正な執行に努める。

産 政 第 504 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	産業政策課	今後、事業担当者は、財産異動の可能性がある時点で財産担当者、庶務担当グループリーダーに報告することとした。 また、財産担当者、庶務担当グループリーダーは次年度の担当者に財産異動報告業務を確実に引継ぐこととした。

産 政 第 504 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
業務委託に係る契約事務において、契約金額の積算根拠が不明確なものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	産業政策課	今後、事業担当者は、積算の際に参考見積の詳細の内訳まで確認するとともに、担当者とグループリーダーによる相互チェックを徹底し、再発防止に努めることとした。

経 第 1138 号
令和 7 年 9 月 26 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、複数回にわたる立入検査に係る前渡資金をまとめて支出しているものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	経営支援課	今後、同様の支出事務を実施する場合には、財務規則等の規定を遵守するとともに、複数の職員による確認を実施する。

監 第 1051 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
工事事務において、積算における単価の適用を誤っているものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	監理課	週休 2 日に関連する全ての単価をリスト化し、県及び積算システム管理者で、対象の可否や補正係数等をダブルチェックすることで、チェック体制の強化を図る。

監 第 1051 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
契約事務において、何額が 10 万円を超える物品の購入手続きについて、管財課での契約締結手続きを行っていないものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	監理課	財務規則や会計事務の手引き等を再確認し、物品の購入にあたっては、担当者とグループリーダーによる手続きの相互チェックを行うことを改めて徹底する。 また、課内で当該事案及び関連規則について共有し、再発防止を図る。

建 第 1291 号
令和 7 年 9 月 26 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、県営住宅家賃を過大に徴収しているものがあつた。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	建築住宅課	今後このような事案が生じないよう、家賃算定に係る制度・法令の適切な取扱いについて確認・徹底のうえ、職員間の情報共有を図ることといたします。

建 第 1291 号
令和 7 年 9 月 26 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあつた監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、県営住宅家賃を過小に徴収しているものがあつた。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	建築住宅課	今後このような事案が生じないよう、家賃管理システムにデータチェック機能を追加するとともに、複数の職員による確認を徹底することといたします。

道 整 第 2382-1 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあつた監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
道路上に倒れていた雑木により、通行車両が破損する事故が発生していた。 今後、このようなことがないよう注意すること。	道路整備課	道路の維持管理については、道路パトロールを徹底し、異状の早期発見に努めるとともに、迅速かつ適確に補修を行うことにより事故を未然に防ぎ、道路の安全な通行確保を図ってまいりたい。

道 整 第 2382-2 号
令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 8 月 29 日付け石監査第 269 号で提出のあつた監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
道路上の舗装剥離箇所の段差によ	道路整備課	道路の維持管理については、道路パトロールを徹底

り、通行車両が破損する事故が発生していた。
今後、このようなことがないよう注意すること。

し、異状の早期発見に努めるとともに、迅速かつ適確に補修を行うことにより事故を未然に防ぎ、道路の安全な通行確保を図ってまいりたい。

デ 第 795 号
令和 7 年10月15日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 7 年 9 月30日付け石監査第337号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、電話料金の支払いを遅延したものがあった。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。	デジタル推進監室	今後、このようなことのないよう適正に事務処理を行うとともに職員相互のチェック機能を万全にするよう徹底している。

